

御船町キッズドリーム運動公園プロジェクト施設整備検討等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、御船町が発注する「御船町キッズドリーム運動公園プロジェクト施設整備検討等業務委託」（以下「本業務」という。）を受託する事業者（以下「受託者」という。）を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものとする。

2 目的

本町では、第6期御船町総合計画に掲げるキッズドリーム運動公園プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）に基づき、「スポーツ環境」「健康増進」「子育て支援」の3つを軸に「複合機能」を加え、災害時には「防災拠点」としての機能を兼ね備えた複合拠点の整備を推進する方針である。

これまで、令和4年度に御船町キッズドリーム運動公園プロジェクト基本構想策定事前調査（以下「事前調査」という。）を実施し、令和5年度に御船町キッズドリーム運動公園プロジェクト基本方針（以下「基本方針」という。）を策定した。

本業務は、事前調査や基本方針をもとに、町民や関係団体のニーズ調査を踏まえた各種施設機能における情報整理の支援をはじめ、施設整備検討の支援、民間意向調査の支援、庁内会議の運営支援を行うものである。

3 業務概要

- (1) 委託番号 御秘委第3号
- (2) 業 務 名 御船町キッズドリーム運動公園プロジェクト施設整備検討等業務委託
- (3) 業務内容 別紙「本業務仕様書」のとおり
- (4) 契約金額 上限額5,000,000円（消費税額及び地方消費税を含む。）
- (5) 委託期間 契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者。
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立を

された者。

- ③ 国又は地方公共団体による指名停止処分の期間中である者。
- (3) 国税、都道府県税及び市区町村税に未納がない者であること。
- (4) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (5) 御船町暴力団排除条例（平成23年御船町条例第13号）第2条に規定する暴力団、暴力団員に該当しないほか、これらと密接な関係を有していないこと。
- (6) 九州内に事業所（支社又は支店等）があること。
- (7) 過去に本業務と類似実績があること。

5 スケジュール

項目	期日
① 公募開始	令和6年4月26日（金）
② 参加申込書等の提出	令和6年5月 8日（水）17時まで[必着]
③ 質問の受付	令和6年5月10日（金）17時まで[必着]
④ 質問の回答	令和6年5月15日（水）
⑤ 企画提案書等の提出	令和6年5月17日（金）17時まで[必着]
⑥ 第一次審査結果通知（書類選考）	令和6年5月24日（金）
⑦ 第二次審査（プレゼンテーション）	令和6年5月31日（金）[予定]
⑧ 審査結果の通知	令和6年6月 7日（金）[発送予定]
⑨ 業務委託契約の締結	令和6年6月中旬[予定]

6 参加申込

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 会社概要 ※会社概要がわかるパンフレット等を添付すること。
- ④ 国税、都道府県税及び市区町村税の納税証明書
- ※ 納税証明書は、未納がないことを証明する書類でも可とする。
- ※ 納税証明書は、直近3カ月以内に取得したものとする。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合も提出期限までに必着とする。）

(4) 受付場所

熊本県上益城郡御船町大字御船 995-1
御船町役場2階 秘書政策室政策調整係

(5) 提出期限

令和6年5月8日（水）17時まで[必着]

※ ただし、土日祝日を除く開庁日のみとする。

※ 書類の不備による再提出及び修正を含む。

(6) 参加資格の可否及び喪失

参加資格の確認については、参加申込書等の提出期限日をもって行うものとし、参加資格がないと認められた場合には、電子メールにより通知する。

なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

7 企画提出書等の提出

本実施要領及び別添仕様書等の内容を踏まえて、次の書類①～⑤の順番でファイルに綴じて、提出すること。

(1) 提出書類

① 企画提出書（様式第3号）

② 企画提案書（任意様式）

ア A4判片面印刷で10頁以内を目安とする。

イ 業務委託仕様書に基づき、下表の事項を記載すること。

企画概要	○業務目的を勘案し、企画提案の考え方、コンセプト等について、簡潔に記載すること。
企画内容	○業務委託仕様書に基づき、企画提案の具体的な内容について、業務のポイントを記載すること。 ○提案者からの独自提案がある場合、具体的に記載すること。
実施体制	○企画提案を遂行する業務実施体制について記載すること。

③ 見積書（様式第4号）

④ 積算内訳書（任意様式）

⑤ 業務実績説明書（様式第5号）

※ 過去5年以内の業務実績で、国又は地方公共団体から受託した類似実績を記載すること。

※ 実績を確認できる書類（契約書、テクリス等）の写しを添付すること。

(2) 提出部数

① 正本：1部（提出書類は押印されたもの）

② 副本：5部（正本の写し）

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合も提出期限までに必着とする。）

(4) 受付場所

熊本県上益城郡御船町大字御船 995-1

御船町役場 2階 秘書政策室政策調整係

(5) 提出期限

令和6年5月17日（金）17時まで[必着]

※ ただし、土日祝日を除く開庁日のみとする。

※ 書類の不備による再提出及び修正を含む。

8 質問の受付及び回答

(1) 提出書類

質問書（様式第6号）

(2) 提出方法

- ① 電子メールにより質問票を提出 ※電子メール以外での受付は不可
- ② 電子メールの件名は「プロポーザル質問（御船町キッズドリーム運動公園プロジェクト施設整備検討等業務委託）」
- ③ 指定の様式によらない質問及び提出期限を過ぎた質問は一切受け付けない。

(3) 受付期限

令和6年5月10日（金）17時まで[必着]

(4) 回答方法

質問書に対する回答は、質疑応答集を作成し、令和6年5月15日（水）を目途に、電子メールにより参加申込者宛に送信する。

9 提案辞退

参加申込書及び企画提出書等を提出後、参加を取りやめる場合は、辞退届を提出すること。また、期限内に企画提出書等の提出が無い場合は失格とする。

(1) 提出書類

参加辞退届（様式第7号）

(2) 提出方法

(3) 持参又は郵送（郵送の場合も、提出期限までに必着とする。）

(4) 提出期限

令和6年5月20日（月）17時まで

10 選考方法

御船町キッズドリーム運動公園プロジェクト施設整備検討等業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出書類及び企画提案（プレゼンテーション）による審査を行い、選定委員会の結果を考慮のうえ、町が最適提案者を決定する。

なお、企画提案（プレゼンテーション）による審査を行う参加事業者は、選定委員会による書類審査（第一次審査）を通過した参加事業者（上位3社）のみとする。

(1) ヒアリング日時及び会場

- ① 日時：令和6年5月31日（金）午後1時30分から（予定）
 - ② 会場：御船町役場3階会議室
- ※ 詳細は後日メールにて通知

(2) 選考方法

- ① プレゼンテーションは、1者につき30分以内（説明20分以内、質疑応答（10分程度）を予定し、順次個別に行う。

② プレゼンテーションの評価は、「評価評点表」（非公開）により行う。

(3) 選考結果

最適提案者の選定後、参加申込書の住所あてに選定又は非選定の結果を文書にて通知するとともに、町ホームページで選定事業者名を公表する。

(4) その他

プレゼンテーションにおいて、スクリーン及びプロジェクターは、町が準備する。その他の機材等は必要に応じて各参加事業者で準備すること。

1 1 契約

- (1) 最適提案者を受託候補者とし、業務内容について協議を行い、詳細が確定したうえで、契約の締結を行う。
- (2) 受託候補者が何らかの理由により契約を行えなかった場合、次点の者を受託候補者として契約締結の交渉を行う。

1 2 その他

- (1) プレゼンテーションの参加事業者が資料作成時に要した費用は、参加事業者の負担とする。
- (2) 定められた提出期限内に企画提出書等の提出がない場合、プレゼンテーションに欠席した場合又は参加辞退届の提出があった場合は、参加資格を失う。
- (3) 参加申込書及び企画提出書等に虚偽の申告又は記載をしたことが判明した場合、当該企画提出書等は無効とし、委託契約を締結した後でも、これを破棄することができることとする。
- (4) 提出期限以降、原則として企画提出書等に記載された内容の変更は認めない。
- (5) 提出された企画提出書等の返却はしない。なお、提出された企画提出書等は、本プロポーザル以外のものには使用しない。
- (6) 本要領に定めのない事項については、協議のうえ決定する。

1 3 問い合わせ・書類提出先

御船町役場 秘書政策室政策調整係（担当：田上）

〒861-3296 熊本県上益城郡御船町大字御船 995-1

[TEL] 096-282-1280

[FAX] 096-282-1283

[E-mail] hisho@town.mifune.lg.jp